

福島市教育委員会定例会会議録	
1 場 所	福島市役所 9階 903会議室
2 日 時	令和6年10月2日 午後1時15分
3 出席者	教育長 佐藤秀美 教育長職務代理者 渡辺慎太郎 委員 高谷理恵子 委員 立花由里子 委員 丹野友幸
4 欠席した委員	
5 説明のため出席した職員	教育部長 三浦裕治 教育部次長兼教育総務課長 長南敏広 学校教育課長 穂積 浩 教育施設管理課長 八島亨主 教育研修課長 佐藤厚生 生涯学習課長 遠藤 彰 中央学習センター館長 加藤享司 図書館長 安藤勝章 教育総務課課長補佐兼庶務係長 森山 淳 文化振興課長 齋藤 善也 文化振興課課長補佐兼文化振興係長 菊田 いづみ
6 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時15分
(2) 日 程	本日1日間
(3) 署名人の決定	委員 渡辺委員 委員 立花委員
(4) 記録係	教育総務課庶務係主査 藤川哲生

1 その他	
会議冒頭、前任の篠木雄司委員が任期満了により退任され、委員番号については	
1番 渡辺委員、2番 高谷委員、3番 立花委員、4番 丹野委員となる。	
進行については、その他「福島市文化振興計画の策定について」を説明の後、議	
案の審議を行う。また、その他「本市におけるいじめ重大事態等の現状について」	
は、個人情報等を含むことから関係職員だけで行い非公開とすることについて確認、	
全員の承認を得る。	
①福島市文化振興計画の策定について	
文化振興課長（教育委員会定例会提出事項 別冊②により説明）	
立花委員	福島市文化振興条例の策定に関わらせていただいたので、思い入れがあるものである。まず条例をつくりましょうということで条例をつくったものが、このようにとてもわかりやすい形で具体的なものになったことに感激している。タイトルなども素晴らしくて、基本方針1つ1つのタイトルもわかりやすい。これは審議会の皆さんと、担当課で作成したのか。
文化振興課長	私どもで案を示しながら皆さんのご意見を踏まえ、市役所庁内で意見聴取してこの内容となっている。
立花委員	本当に読んでいて素晴らしいと思った。市民を巻き込んで、実際にこのように育んでいく福島市になれるような活動が、市全体に盛り上げることを検証するというか、それをしっかりと把握してほしい。
渡辺委員	私からは意見的な要望を1点。やはり文化が人と地域に溶け込む

	<p>ということは、その文化活動が自発的にいろいろな形で出てくる、そしてそれが拡大していくことだと思う。そのことに対してどうしても必要なことの1つとして、継続的な支援があることだと思う。具体的なことと言えば、例えばコンサートの開催とかあるいは芸術祭の開催などが取り組み事例であるが、こういったものが本当に3年、5年、10年、15年と続くのかどうかということが大事だと思う。どうしてもこの手のイベントは、2・3年実施していつの間にか終わっていきることが多々ある。やはりそれが必ず毎年あって、必ずそこに見に行けるあるいは参加できるということがあって初めてそれが文化的なベースになってくるのではないかと思う。P2の各主体に求められる役割の中の市の項目で、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するとあるが、総合的かつ計画的と、もう1つ継続的に推進するというものを入れるほうが、本当は文化活動の振興のためにはいいのではないかと思う。可能かどうかはわからないが、意見として申し上げる。</p>
文化振興課長	<p>今お話をいただいたとおり、確かに継続性ということは大事な部分かと思う。こちらについてはご意見を踏まえて検討していきたいと思う。</p>
高谷委員	<p>文化振興計画を見てそうだろうなとは思いつつ、やはり身近ではないと率直に感じる。渡辺委員が言われた継続というのは、やはりどこかイベント型の感じがしていて、生活感から少し距離があって、やりましたよといったように見える内容が多い。タイトルが素晴らしいと思うが、文化が人と地域にとけこむまちについて</p>

は、本当に福島はとけこんでいると思う。ただし、残念ながら私
の中で福島の文化としてとけこんでとても素敵だなと思っている
ものが入っていない。例えば食文化などがそうである。やはり食
はとても大事で、果物についてもそうだが、福島の大きな柱だと
思う。私は福島に来て初めてちまきを知り、福島の方に出しても
らい作り方も教えてもらった。毎年葉っぱが売っているのは当た
り前ではなく、福島の文化が活着ているから毎年売られているが、
私は何回教えてもらっても作れない。福島の方は当たり前のように
作る。子どもたちがちまきを作れるようになるかという、恐
らく作れない気がする。でも、私たちくらいの世代の方は作って
こられたのだと思う。ああいうものこそ無くさずに継続して
ほしい、楽しんで欲しい。福島だと、つるしびながすごく立派で、
当たり前のように飾っているが、やはり当たり前ではなくて、何
かそのようなひとつひとつのリアルな文化をここに盛り込めない
かなと思ったのがとても強いところである。もうすでに、福島は
まちのエネルギーがあると思っていて、まちのエネルギーをとて
も感じるのは、お祭りと鼓笛パレードである。まち全体にエネル
ギーを感じると思うが、例えばそういうものもここに位置付けて
もらい、市全体で大事にしていきたいというような、もうすでに
あるもので、当たり前と思っているものの中にも継承していくべ
きものがあって、こういうところに位置付けられると、より意識
もされやすく参加もしやすくなるし、残そう守ろうという気持ち
も盛り上がりそうな気がする。

	<p>また、概要で例示としてあげられている、P3のひろげる・つながるの③教育や福祉、その他の分野との連携について。ここに、キッズシアターがあって、この中には演劇教室と書いてある。何年か前に、障がいのある子もない子も、みんなで舞台を作ろうということでもとても素敵なイベントがあった。実際に表現をして、参観するというイベントだったので、ああいうものをぜひ、こういうところに位置付けてもらえたらと思う。文化振興計画のP27で見ると、キッズシアターは鑑賞事業となっている。鑑賞と実際にやるのは随分違うので、やはり広げていく、つないでいくというのは、ぜひやるほうを位置付けてもらいたいと思う。</p>
文化振興課長	<p>概要のP3に記載している取り組みの例は、あくまでも例であり全て載せきれていない。また、説明ではふれていないが、福島市の文化はこういうものがあるというのが、文化振興計画のP9に本市の文化を4つに分類してこのようなものがあるということで記載をしている。その中の(2)受け継がれる伝統文化に、先ほど名前が出ましたちまきについては我々も認識をしており、そういったものだということをとらえてはいるところである。</p> <p>キッズシアターについては、福島市が小学生向けに鑑賞教室を行っているという事例で出していたものである。ご意見のとおり、参加するということは非常に大事ということで、そういった部分については、基本方針の例えばであう・ふれるであるとか、そういう部分でしっかり取り組んでいきたいと考えている。</p>
教育長	<p>ただいまの意見などもぜひ検討し、よりよいものにしていただき</p>

	たい。
<b>2 議事</b>	
議案第31号	福島市学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定の件
	生涯学習課長（教育委員会定例会提出事項 P3により説明）
立花委員	使用料免除の取り扱いで、既定の回数よりも必要で多く使用する場合は教育委員会の判断によりとあるが、この判断基準は決まっているのか。
生涯学習課長	例えば、文化祭の直前で作品がなかなか仕上がらなくてももう少し部屋を使いたい、また、自分が登録している学習センターを使いたい、その日その場所が埋まっていて利用できないといった場合に、他の学習センターを利用する場合などにやむを得ないという判断をしたいと考えている。実際には教育委員会の判断であるが、各学習センターでその判断をしたい。
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。
議案第32号	議案第32号 福島市教育委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令制定の件
	教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P16により説明）
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。

3 教育長報告事項	
①令和6年9月市議会定例会議における質問及び答弁要旨について	
教育部長	(教育委員会定例会提出事項 別冊①により説明)
渡辺委員	P16の熱中症対策について、登下校の暑さ対策で書かれていること自体は理解できるが、結局この児童生徒が自ら体調管理を行うことができるよう、発達段階を踏まえながら適切に指導するというのがあって、熱中症の問題だけではないと思う。いきなり30℃を超えたり、あるいは逆にいきなり20℃を切ったり非常に気候が変動する中で、それぞれが暑いときの服装はより薄くする、寒いときはより暖かくするという、そのようなところをきちんと適切に指導するのもある。また、各学校で登下校の服装をそれぞれに定めていると思うが、夏・冬の幅が気候なり気温に応じて柔軟に対応していく必要があると思う。つまり、単に熱中症だけの問題ではなくて、その気候あるいはその時の気温など天候に合わせた服装ができるように指導していくという趣旨の理解でよいか。
学校教育課長	おっしゃるとおりである。自分の体、自分の命は自分で守るのが最終的な目標であり、それに向けて教科の中や特別活動の中で、自分の体の健康管理について指導しているところである。さらには登下校の事故も増えているため、学校としても例えば運動着での登校を可能とする、また、いつでも自分で水分をしっかりとるように指導している。
高谷委員	1つ目が、P2の民間コンサルティングが入って働き方改革がされているところで、教職員の意識の改革が進んできているとあつ

	<p>たが、どのような取り組みをしてどのように変わってきているのか、もう少し伺いたい。</p>
	<p>もう1つが、P13のスマートフォン等の利用期間が長い生徒は、短い児童生徒と比較して平均正答率が低いとあるが、全国平均よりスマートフォンを使う人の平均時間が低いのであれば、この事実が正しければ成績は上がらなければならない。そうではないところがあって矛盾している。私も利用時間と成績の相関のデータを見たことはあるが、かなり古いデータでどこまで安定した結果なのかというのがわからないまま、この言葉だけが結構広く伝えられていて、福島でも本当にそうなのか。図書館のデジタル化で書籍もiPadで読む時代になってきているため、もしそのあたりを調べているようであれば教えてほしい。</p>
学校教育課長	<p>まず1点目の民間コンサルティングの働き方改革については、文部科学省の事業を受けて学校のコンサルティングに特化したもので、この方々に来ていただき伴走型で取り組んでいる。これまで働き方改革というと、どうしても教育委員会から出してトップダウンで実施していくようなものが多かった。今回の伴走型は、実際に民間コンサルティングの方々に来ていただき、学校の中に入って先生たちと話をし、どこを改善していけるかみんなで話し合い共通理解を図って、ある意味ボトムアップという形で働き方改革に取り組んでいく。業務の改善を図るとともに、授業の改善もご指導いただきながら取り組んでいる。昨年度から福島第四小学校がモデル校として、今年は杉妻小学校などでも取り組んでい</p>

	<p>る。伴走型のため、若い先生や中堅の先生方が中心となって取り組んでいくことによって、意識が変わってきているのが目に見えてわかる。これをモデル校だけにせず、横の展開で広げていきたい。</p>
	<p>2点目のスマートフォンについては、確かに福島県と福島市の利用は少ないという話は先ほどあったが、毎年全国学力・学習状況調査の質問紙でこのような質問がある。全国と比べて使っている時間は短いですが、時間を見たときに長い時間使っている子どもの正答率が低いというのは、担当がクロス集計等を出して実際にそのような傾向が見られた。これを受けて、スマートフォンの使い方、決まりがあっても守らない、決まりがないという話もあるため、教育委員会としても使い方のリーフレット等を作り、スマートフォンの使い方や使用の仕方等について啓蒙を図っていく必要がある。</p>
立花委員	<p>まずは働き方改革のところで、モデル校7校と民間コンサルティングというところで、モデル校はどこか、民間コンサルティングはどこが入っているのか。実際にどのようなことを行い、具体的な情報共有はどうしているのか。</p> <p>もう1つは、留守番電話について。これも大きな苦情はなくて、先生方も時間ができてよかったということだが、留守番電話だとわかっている、留守電に保護者の方が何かメッセージを入れるということがあるのか。本来だったら先生が電話にでると思って学校に電話するが、留守電ですよと言われたら実際に留守電でもメ</p>

	ッセージを残すような方がいるのか。
	もう1つは、余目小学校の民間プール施設利用について、生徒の移動時間や移動距離、移動方法について課題はなかったのか。
	もう1つは、P13の指導主事がきめ細かく示しながら、それを他の先生たちにも展開していくという話の中で、小学校3校で算数科の授業を行っている指導主事の授業については、この間私たちも実際に見て素晴らしい授業だと思った。福島市内の先生方にただ見せるだけではなく、本当に共有をしてフィードバックをして、先生方の資質が上がっていけば、福島の教育はもっとすごくなるのではないかと思った。ホームページで情報発信するとあったが、ただ発信するだけではなくて、フィードバックをするというか、やってきて実践してそこにまた課題があってというように、きめ細かくやっていくところがあるのかお聞きしたい。
教育長	今年度のモデル校は、福島第四小学校、杉妻小学校、南向台小学校、松川小学校、金谷川小学校、下川崎小学校、松陵中学校の7校でスタートした。実際に民間コンサルティングにもっと来ていただきたいという声があり、例えば御山小学校、福島第二小学校から手が挙がっている。そのコンサル会社は「株式会社先生の幸せ研究所」というところであり、国の中央教育審議会の教職員の働き方に関する部会の中でも、この代表の方が参加しているような団体である。そのコンサルの方も、実際に小学校教員として活躍された方が入っている。
学校教育課長	先生の幸せ研究所という学校に特化した民間コンサルティングの

方々に来ていただき、伴走型ということで対話を重視して先生方
と学校の状況等について話をしながら、例えばこのようなところ
はもうやらなくていい、このようにしたら子どもと向き合う時間
が増えるというようなことで、寄り添いながら話をして各学校の
状況に応じてお話をいただく。先生方としてもいろいろと自分た
ちも話をしながら、働き方改革に取り組んでいくため、意識が変
わって自分たちでもこのようなことができる、どのようにしてい
けばいいという意識が高まってきているところがいいと思う。
留守番電話については、メッセージの録音はしていない。
プールの民間委託は、今年度モデル事業として取り組み、こども
や学校からも好評だった。1番はいつも同じ環境で水泳ができる
ことで、はっきり言えば夏ではなくてもできる。小学校の低学年
などは、プールの水が冷たくて怖いということもあるので、その
ようなことがまずなかった。また、プールのインストラクターに
専門的な指導をしていただくことで、教員もしっかり子どもたち
を見ていることができ、本当にメリットが大きいと感じている。
ただし、委員のおっしゃった移動の問題があり、民間プールの位
置なども関係してくる。移動に時間がかかってしまっは、授業
時間を確保するのが難しくなる。今回、余目小学校をモデル校と
したのは、近くに民間プールがあるため取り組んだところで、移
動のバスについては教育委員会で準備した。
先日、下川崎小学校で渡辺委員と立花委員に授業を見ていただい
たが、学力向上の専門の指導ということで、一昨年は清水小学校、

	<p>昨年は渡利小学校、南向台小学校。今年度は、来年度の義務教育学校開校を目指して、松川の3つの小学校で5年生の算数科の指導をしている。年2回ほど公開して先生方に見ていただくこともあるが、日々の授業をどのように行っているのか情報発信が必要だろうということで、今年度からどのように取り組んでいるのかホームページにアップしている。ただ発信するだけではなくて、やはりそのような形でそれを見てどうだったのかということも、大事な部分だと思うため検討していく。</p>
渡辺委員	<p>留守番電話については、非常に進んで素晴らしいと思う。ただし、自分の子どもの経験で言うと、例えば教頭先生が携帯電話を伝えてしまって、何かあったらいつでもいいからかけてくださいと言っているような場合もあった。そのようなことが仮にあったとして、それをいきなり切るのがいいとは思っていないが、やはり保護者の方の理解を得ながらやっていくべきものだし、過渡期において徐々に慣らしていく期間はどうしても必要なのかもしれないと思う。そのように携帯電話を担当の先生が、学級懇談会でお伝えしている事例や、あるいは学年懇談会などで学年主任や教頭先生がお伝えしているような事例が、そもそもあるのかどうか伺いたい。</p>
学校教育課長	<p>委員がおっしゃるようなことがないとは言えない。ただ、留守番電話を取り入れた意味はそういうことではなくて、もちろん緊急事態なことはあるが、例えば緊急の際には警察等に連絡してくださいということも保護者に通知を出している。もし警察の方に連</p>

	<p>絡があれば教育委員会に連絡が入る。留守番電話を導入してから、そのようなケースは1件か2件ほどしかなかった。学校の現在の状況は調べてみなければわからないが、ゼロではないと思う。ただし、それをやっては意味がないため、学校に確認しながら対応していきたいと思う。</p>
渡辺委員	<p>今後、校長会の先生方とのラウンドテーブルがあるため、中の話としてお聞きしてみようと思っていた。先ほど申し上げたとおり、それをいきなり全部やめることがいいのかはまた別の話だと思う。そのようなことがあるのかないのかも把握しながら、徐々に動かしていく必要があるかと思う。</p>
教育長	<p>補足になるが、留守番電話を始めるのも、4月から全校一斉ではなくて、去年の2学期からこのようなことを教育委員会で考えているので、まず率先してやってみたいところはないかと進めてきた。そういう学校が少しずつ出てきて、その学校の様子を見ていて特に苦情なども実際ないため、うちも3学期からやってみようとしてとだんだん広がってきて、3学期にすべての学校でまず試行してください、4月からは一斉に福島市としてやりますよということで、段階をおってやってきた。そのため、温度差は少なくなってきたと思っている。</p>
立花委員	<p>ブカサポについて、従事している市職員の方の従事時間の管理や、指導者として資質の見極めなどは何か基準があるのか。</p>
学校教育課長	<p>ブカサポについては今年度5名の予算があり、10月現在では職員から5名が部活動指導員として指導している。もともと部活動</p>

	指導員とは、校長が教育委員会に推薦して、こちらからOKを出すというような形になる。今回の5名の方々も、長くそれぞれの学校で外部コーチとして関わってくれていたため、校長がしっかり資質を見極めて教育委員会に推薦している。勤務時間等の管理については、学校で作成して随時学校教育課庶務係に報告がくることになっている。
	②教育費9月補正予算の成立について
	教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P19により説明）
渡辺委員	総合教育会議でもふれたが、学校法律相談事業費について予算として承認されたということでよかったと思う。配置はもう済んだのか、どういった流れでどういった先生にお願いする流れになりそうなのかあるいはなったのか伺いたい。
学校教育課長	いわゆるスクールロイヤーということで、学校の問題に詳しい弁護士がいいのではないかということである。市の顧問弁護士の鈴木法律事務所の佐藤弁護士にお願いしようということで契約し、10月1日から動いている。
	9月議会の終了と同時に学校に通知したところ、保護者対応で相談したいという件と、学習発表会で曲を流す際に著作権の問題についてということで相談がきており、日程調整をしている。
渡辺委員	早い段階で相談に持ち込める状況というのは非常にいいと思う。意外と文化祭の曲の問題は、すべての学校に生じる問題のため、そういう点も、できるだけ問題なく進めていた方がいいと思う。

4 その他
○今後の日程について
教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P20により説明）
③次回の定例会の開催について
令和6年11月6日（水）午前9時00分から市役所9階903会議室
終了後に協議会を開催。
④今後の主な行事予定について
教育長・教育委員の出席が予定されている事業を周知。
⑤今後の教育委員会の開催について
12月定例会は11月27日（水）午前9時00分から市役所9階903会議室で開催予定。
午後3時05分休議。
午後3時44分再開。以下、非公開。
5 その他（非公開）
②本市におけるいじめ重大事態等の現状について
学校教育課長（別冊資料により説明）
質疑及び協議
以上終了 午後3時53分

